

2024年総合生活改善 第2回中央戦術委員会 ＜確認事項＞

1. 要求まとめ

要求提出：集計対象組合 1,046 組合中 587 組合（56.1%）（2024年2月26日時点）
（昨年同時期 1,066 組合中 540 組合（50.7%））

個別賃金		336 組合（内、若手技能職 101 組合、中堅技能職 301 組合）
平均賃金	総額	511 組合、平均要求額 12,763 円（前年同時期 445 組合、10,902 円）
	賃金改善	576 組合、平均要求額 11,197 円（前年同時期 529 組合、7,039 円）
企業内最低賃金		新規締結：18 組合、水準引き上げ：355 組合、対象者拡大：16 組合
一時金		平均要求月数 4.99 ヶ月（前年同時期 4.99 ヶ月）

2. 交渉まとめ

- 1) 「月例賃金」は、日本経済の好循環や物価上昇から働く者の生活を守る観点、労働の価値を守る必要性から、これまで以上に賃上げにこだわった論議が展開されている。また、目指すべき賃金水準、自分たちの職場状況を踏まえた賃金課題を基に「自らの要求」の根拠を具体的に積み上げがなされている。これらの論議を通じて、物価上昇を上回る賃上げの必要性や人材の確保の観点から自社・産業の魅力を高めていくためにも、積極的な賃金引き上げの必要性を前面に打ち出していく必要がある。
- 2) 「企業内最低賃金」は、非正規や未組織で働く仲間のため、魅力ある自動車産業の構築のため、これまで以上に取り組みを強化している組合が増加している。とりわけ、地域別最低賃金の急速な引き上げに鑑み、特定最低賃金の優位性を確保するため、締結額の引き上げに向けた交渉を積極的に行う必要がある。
- 3) 「価格転嫁を含む企業間取引の適正化」については、労使で取引実態の把握や徹底プランの実行状況の確認、価格転嫁に応じるための原資の確保、受注者・発注者それぞれの立場から取り組みを進めることで、中小における賃金改善交渉の環境整備や産業全体で魅力を向上させていく必要がある。

3. 今後の進め方

- 1) 全ての組合は、自らが目指すべき賃金水準の実現に向け、日本経済の好循環や物価上昇から生活を守る観点、労働の価値を守る必要性、産業・自社の魅力向上の観点から、自らが構築した要求の実現に徹底的にこだわる。
- 2) 各労連は、加盟組合の交渉状況を踏まえたサポートと、論議状況を積極的に展開していくことで、「自らの要求」の実現に繋げていく。
- 3) 自動車総連本部は、全体の要求・交渉状況をタイムリーに分析・共有することで共闘効果を高めるとともに、組織内外に対し自動車総連全体の取り組みを効果的に発信する。